

# エコアクション21

## 環境活動レポート

(活動期間：令和1年8月1日～令和2年7月31日)



代表者	環境管理責任者	環境管理リーダー		
令和3年3月3日	令和3年3月3日	令和3年3月3日	令和3年3月3日	令和3年3月3日
菅原則	菅原千	石見	馬場	大我

発行日：令和3年3月



CLEAN & RECYCLE  
有限会社 菅原産業

# 環境活動レポート 目次

(活動期間：令和1年8月1日～令和2年7月31日)

【1】	環境方針	.....	1
【2】	会社概要	.....	2
【3】	環境への負荷の状況	.....	7
【4】	環境への取組の状況	.....	8
【5】	環境目標	.....	9
【6】	環境活動計画	.....	10
【7】	環境目標の実施	.....	11
【8】	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	.....	12
【9】	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	.....	13
【10】	代表者による全体評価と見直しの結果	.....	15

## 【1】 環境方針

# 有限会社 菅原産業 環境方針

### 1. 基本方針

『有限会社菅原産業（以下当社という）』は、廃棄物の分野において事業活動を行う上で地球環境の保全を経営の重要課題の一つとして認識し、地域の環境美化、廃棄物のリサイクル推進に努め、地域住民や地域環境に配慮した循環型社会の構築を目指します。

この事業の実施にあたっては、以下の環境方針に基づき自主的・積極的な環境の保全及び継続的な改善を実施する事を誓約します。

### 2. 環境方針

- 1) 省エネ、省資源活動を推進し、石油・電気などの資源エネルギーの有効利用
- 3) 廃棄物分別作業の改善をはかり、廃棄物の減量化及びリサイクルを推進します。
- 4) 環境関連の諸法規及び条例等を遵守します。
- 5) 事業活動に伴い、環境に配慮した優良産廃処理業者の認定を推進します。
- 6) 環境企業として環境整備は積極的に取組み、環境教育の現場として施設の一般公開並びに職場体験等を積極的に推進します。
- 7) 環境方針は全従業員に対して、教育訓練及び日常の管理活動を通じて周知徹底するとともに一般公開します。

平成28年 8月 1日 制定  
有限会社 菅原産業  
代表取締役 菅原 則和

## 【2】 会社概要

1. 事業所の名称      ・ 有限会社 菅原産業
2. 対象範囲            ・ 全事業・全組織を対象とする。

### 3. 事業規模

1) 設 立              ・ 1984年12月16日

2) 資本金            ・ 300万円

3) 社員数（令和3年3月1日現在）

・ 16名（内女性 5名）

4) 所在地

・ 〒859-0411 長崎県諫早市多良見町東園617

（電話）0957-43-2452 （FAX）0957-43-2488

活動規模	単位	35期	36期	37期
		平成29年8月1日 ～平成30年7月31日	平成30年8月1日 ～令和元年7月31日	令和1年8月1日 ～令和2年7月31日
中間処理量	t	511	210	100.5
産業廃棄物の収集運搬量	t	-	-	1,099
一般廃棄物の収集運搬量	t	1,088	1,458	1,277
売上高	百万円	120	116	102
従業員	人	18	17	16
床面積	m <sup>2</sup>	6,074	6,074	6,074

4. 環境管理責任者      ・ 取締役      菅原 千代枝

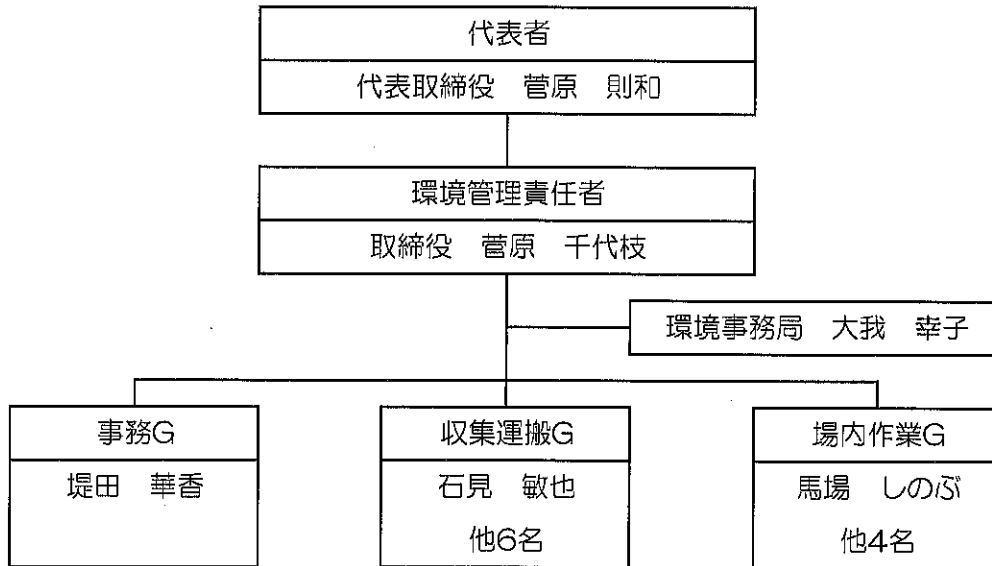
5. 連絡担当者            ・ 総務部      大我 幸子

（連絡先TEL）0957-43-2452

（E-MAIL）clean-recycle@sugahara-sangyou.co.jp

（URL） <https://www.sugahara-sangyou.co.jp/>

6. 環境管理推進の組織体制図



7. 事業内容

産業廃棄物収集運搬、一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分（中間処理）、一般廃棄物処分（中間処理）

① 許可内容

・一般廃棄物収集運搬業

自治体	許可番号	許可年月日	有効年月日	廃棄物の種類
諫早市	第36号	平成31年4月1日	令和3年3月31日	可燃ごみ
大村市	第48号	令和3年2月20日	令和5年2月19日	一般廃棄物可燃（積替え、保管なし）
長崎市	第524号	令和2年6月10日	令和4年6月2日	廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く）
長与町	第94号	令和2年7月17日	令和4年7月14日	生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物
時津町	第12号	令和2年8月7日	令和4年8月16日	生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物
雲仙市	第71号	令和2年5月29日	令和4年5月23日	一般廃棄物（可燃・不燃）（積み替え、保管なし）

・一般廃棄物処分業

自治体	許可番号	許可年月日	有効年月日	廃棄物の種類
諫早市	第8号	平成31年4月1日	令和3年3月31日	廃プラスチック類、紙くず、金属くず

・産業廃棄物収集運搬業

自治体	許可番号	許可年月日	有効年月日
長崎県	4210077768	平成28年6月8日	令和3年6月7日
廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、水銀使用製品産業廃棄物		

・産業廃棄物処分（中間処理）業

自治体	許可番号	許可年月日	有効年月日
長崎県	4220077768	平成29年5月7日	令和4年5月6日
圧縮・梱包	廃プラ、紙くず、金属くず（アルミ缶、スチール缶にかぎる）		
減容	廃プラスチック（廃発泡スチロールにかぎる）		

・廃棄物再生事業

自治体	登録番号	登録年月日	再生の方法	
長崎県	420028	平成28年4月15日	圧縮・梱包	廃プラ、紙くず、金属くず（アルミ缶、スチール缶にかぎる）
			減容	廃プラスチック（廃発泡スチロールにかぎる）
廃棄物の種類				
（一般廃棄物であるものを除く）				
廃プラ、紙くず、金属くず（アルミ缶、スチール缶にかぎる）				

② 施設等の状況

・運搬車両の種類と台数

- 3 t 積み塵芥車 (ブルーバッカー) : 1台
- 3 t 積み塵芥車 (バッカー) : 4台
- 2 t 積み塵芥車 (バッカー) : 2台
- 3 t 積みダンプ車 : 1台
- 2 t 積みダンプ車 : 2台
- 2 t 積み脱着式コンテナ車 : 1台
- 4 t ユニック車 : 1台

合計 12台

・設備

- 産業用圧縮機 : 1基
- 発泡スチロール減溶機 : 1基
- 40 tトラックスケール : 1基

・重機

- フォークリフト : 2台
- ホイローダ : 1台

・産業廃棄物積替保管施設

産業廃棄物の種類	積替保管
	面積 保管上限
廃プラスチック類	4.00m <sup>2</sup> 4.00m <sup>3</sup>
紙くず	-
金属くず	4.05m <sup>2</sup> 3.60m <sup>3</sup>
木くず	7.60m <sup>2</sup> 6.50m <sup>3</sup>
繊維くず	-
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	15.83m <sup>2</sup> 12.40m <sup>3</sup>
がれき類	0.28m <sup>2</sup> 0.16m <sup>3</sup>
廃油	1.13m <sup>2</sup> 0.96m <sup>3</sup>

産業廃棄物の種類	積替保管
	面積 保管上限
鋳さい	0.28m <sup>2</sup> 0.16m <sup>3</sup>
燃え殻	0.28m <sup>2</sup> 0.16m <sup>3</sup>
ばいじん	0.28m <sup>2</sup> 0.16m <sup>3</sup>
汚泥	0.28m <sup>2</sup> 0.16m <sup>3</sup>
汚泥	0.28m <sup>2</sup> 0.16m <sup>3</sup>
廃アルカリ	0.28m <sup>2</sup> 0.16m <sup>3</sup>
動植物性残さ	0.28m <sup>2</sup> 0.16m <sup>3</sup>
ゴムくず	0.28m <sup>2</sup> 0.16m <sup>3</sup>
水銀使用製品産業廃棄物	1.68m <sup>2</sup> 1.22m <sup>3</sup>

③ 処理施設の状況

・産業廃棄物処分（中間処理）施設

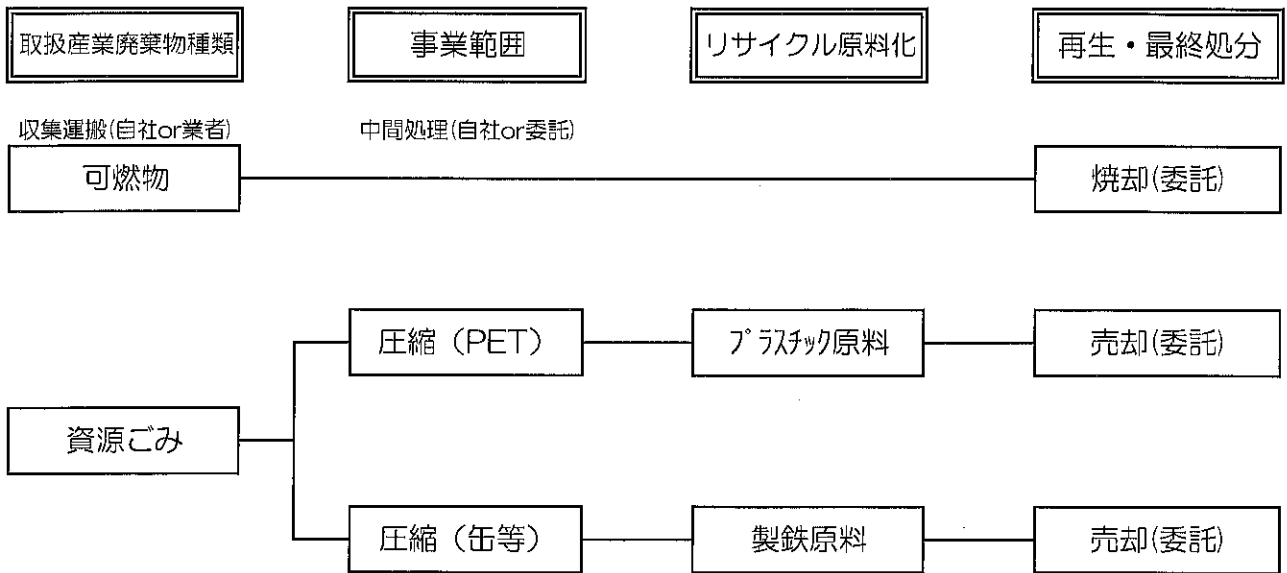
処分の方法	圧縮・梱包
産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類、②紙くず、③金属くず
処理能力	①29.2 t/日 ②25.9 t/日 ③64.8 t/日

処分の方法	減容
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
処理能力	0.1 t/日

④ 産業廃棄物の処理フロー図



⑤ 一般廃棄物の処理フロー図





【3】 環境への負荷の状況

当社に於ける過去3年間の環境負荷は次の通りです。

1. 二酸化炭素排出量

項目	単位	35期	36期	37期
		平成29年8月1日～ 平成30年7月31日	平成30年8月1日～ 令和元年7月31日	令和元年8月1日～ 令和2年7月31日
売上高	百万円	120,285	116,194	102,137
役員・従業員数	人	18	17	16
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	149,300	139,059	122,448
売上高当たり	kg/百万円	1,242	1,197	1,199
従業員1人当たり	kg/人	8,295	8,180	7,653

2. 産業廃棄物処分量

項目	単位	35期	36期	37期
		平成29年8月1日～ 平成30年7月31日	平成30年8月1日～ 令和元年7月31日	令和元年8月1日～ 令和2年7月31日
廃棄物中間処分量	t	511	210	100.5
売上高当たり	t/百万円	4.25	1.81	0.98
従業員1人当たり	t/人	28.3	12.3	6.28

【4】 環境への取組の自己チェック

実施日	平成30年7月31日			令和2年7月31日		
項目	評価点	合計点	実施率	評価点	合計点	実施率
1. 事業活動へのインプットに関する項目						
1) 省エネルギー	58	72	80.6%	34	60	56.7%
2) 省資源	15	32	46.9%	8	12	66.7%
3) 水の効率的利用及び日常的な節水（地下水）	3	12	25.0%	8	12	66.7%
4) 化学物質使用量の抑制及び管理	2	4	50.0%	8	12	66.7%
	78	120	65.0%	58	96	60.4%
2. 事業活動からのアウトプットに関する項目						
1) 温室効果ガスの排出抑制、大気汚染の防止	13	20	65.0%	16	24	66.7%
2) 廃棄物等の排出抑制、リサイクル、適正処理	37	54	68.5%	24	36	66.7%
3) 排水処理	8	16	50.0%	8	12	66.7%
4) その他生活環境に係る保全の取組等	4	8	50.0%	8	10	80.0%
小 計	62	98	63.3%	56	82	68.3%
3. 製品及びサービスに関する項目						
1) グリーン購入（環境に配慮した物品等の購入、使用等）	6	12	50.0%	8	12	66.7%
2) 製品及びサービスにおける環境配慮	53	98	54.1%	32	48	66.7%
小 計	59	110	53.6%	40	60	66.7%
4. その他						
1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組	2	6	33.3%	8	12	66.7%
2) 環境コミュニケーション及び社会貢献	8	20	40.0%	16	24	66.7%
3) 施主・事業主における建築物の増改築、解体等に当たっての環境配慮	1	2	50.0%	16	24	66.7%
小 計	11	28	39.3%	40	60	66.7%
合 計	210	356	59.0%	194	298	65.1%

コメント

1. 環境経営システム構築前の自己チェックは平成31年度が59.0%、今回の結果は65.1%
2. 各項目重要度3についての取組について今後重点的に実施する必要がある。

【5】 環境目標

環境目標は33期を基準年として、一年間で単年度目標を設定します。

番号	取組項目	項目	単位	基準年	単年度目標			
				33期	36期	37期	38期	
				平成27年8月1日～ 平成28年7月31日	平成30年8月1日～ 令和1年7月31日	令和1年8月1日～ 令和2年7月31日	令和2年8月1日～ 令和3年7月31日	
		売上額 (A)	千円	103,628	116,194	102,137	-	
1	総二酸化炭素 排出量の削減	総二酸化 炭素 換算量	kg-CO <sub>2</sub>	124,126	120,402 3%減	119,161 4%減	117,920 4%減	
		二酸化 炭素 換算量	kg-CO <sub>2</sub> /千円	1.20	1.16 3%減	1.15 4%減	1.15 4%減	
2	電気使用量の削減	電気 使用量 (B)	kWh	26,538	25,742 3%減	25,476 4%減	25,476 4%減	
		電気使用 量原単位 (B/A)	kWh/千円	0.26	0.25 3%減	0.25 4%減	0.25 4%減	
3	LPガス使用量の削減	都市ガス 使用量 (B)	Nm <sup>3</sup>	11	11 3%減	11 4%減	11 4%減	
		ガス使用 量原単位 (B/A)	Nm <sup>3</sup> /千円	0.03	0.03 3%減	0.03 4%減	0.03 4%減	
4	ガソリン使用量の削減	ガソリン 使用量 (B)	リットル	1,985	1,925 3%減	1,906 4%減	1,906 4%減	
		使用量 原単位 (B/A)	ℓ/千円	0.02	0.02 3%減	0.02 4%減	0.02 4%減	
5	軽油使用量の削減	軽油使用 量 (B)	リットル	37,496	36,371 3%減	35,996 4%減	35,996 4%減	
			ℓ/千円	0.36	0.35	0.35	0.35	
6	受託した廃棄物の 再資源化率	中間処理量合 計に対する再 資源化率	%		77%	78%	79%	
7	一般廃棄物の削減	廃棄物量	kg	720	698 3%減	691 4%減	691 4%減	
8	水使用量の削減	井戸水	m <sup>3</sup>	節水に努める	節水に努める	節水に努める	節水に努める	
9	事業活動に伴う 環境配慮	事業活動に 伴う環境配慮		-	目標達成に 推進する	目標達成に 推進する	目標達成に 推進する	
10	地域ボランティア 活動の推進	地域 ボランティア	回数/年	0	1回以上	1回以上	1回以上	

【6】 環境活動計画

当社の環境活動計画の取組項目・目標・担当者・取組の内容は以下の通りです。

	取組項目	長期目標	単年度目標	担当者	取組内容
1	総二酸化炭素排出量の削減	3ヶ年で3%の削減	年間に1%ずつ削減	運搬担当者 事務担当者 場内作業員	①各取組項目に於いて使用量削減を推進する。 ②全活動に於いてCO <sub>2</sub> 削減を意識付けする。
2	電力使用量の削減	3ヶ年で3%の削減	年間に1%ずつ削減	運搬担当者 事務担当者 場内作業員	①室内空調温度を夏期28℃、冬季20℃に設定。 ②昼休み、不在時の照明の消灯を行う。 ③電気の使用量にデマンドを設置し、警報が鳴るようにしている。
3	LPガス使用量の削減	3ヶ年で3%の削減	年間に1%ずつ削減	運搬担当者 事務担当者 場内作業員	①水道使用時の垂れ流し使用をしない。 ②使用状況に応じた蛇口開度の徹底を行う。
4	ガリリ使用量の削減	3ヶ年で3%の削減	年間に1%ずつ削減	運搬担当者 事務担当者 場内作業員	①ecoSamを導入したので意識して運転する。 ②走行距離と供給燃料の記録をとる。 ③定期的な車両整備の実施
5	軽油使用量の削減	3ヶ年で3%の削減	年間に1%ずつ削減	運搬担当者 事務担当者 場内作業員	①ecoSamを導入したので意識して運転する。 ②運搬車両の効率的な収集ルートの設定及び空車での帰社削減。 ③走行距離と供給燃料の記録をとる。 ④定期的な車両整備の実施。
6	受託した廃棄物の再資源化率	3ヶ年で3%の削減	年間に1%ずつ削減	運搬担当者 事務担当者 場内作業員	①産業廃棄物の分別の徹底を図る。 ②中間処理後の素材ロスの再回収徹底を図る。 ③産業廃棄物処分後マニフェスト管理の徹底を図る。
7	一般廃棄物の削減	3ヶ年で削減	削減	運搬担当者 場内作業員	①紙使用量の削減を行う。 ・裏紙の使用、裏紙の用紙での再使用 ②焼却ゴミ、資源ゴミ分別の徹底を図る。 ③資源単素材（異物付着等の除去）の推進。
8	水使用量 地下水	—	—	運搬担当者 事務担当者 場内作業員	①水道使用時の垂れ流し使用をしない。 ②使用状況に応じた蛇口開度の徹底を行う。
9	事業活動に伴う環境配慮	事業活動に伴う環境配慮を検討する	事業活動に伴う環境配慮を検討する	運搬担当者 事務担当者 場内作業員	①グリーン購入法適合品の購入の推進 ②環境教育の現場として職場体験の受入れを行う。 ③優良産廃処理業者の認定を推進する。
10	地域ボランティア活動				①地域ボランティア活動の積極的参加 ②近隣草刈・清掃の実施

【7】 環境目標の実績及び評価

環境目標は33期を基準として、一年間で3%(毎年1%)の削減目標とします。

番号	取組項目	単位	33期	実施期間(一年間)		達成率	評価
			平成27年8月1日~ 平成28年7月31日	令和1年8月1日~令和2年7月31日			
				37期目標	37期実績		
1	総二酸化炭素排出量の削減	kg-CO <sub>2</sub>	124,126	119,161	122,448	97.3%	○
2	電気使用量の削減	kWh	26,273	25,476	25,213	101.0%	○
3	LPガス使用量の削減	Nm <sup>3</sup>	11	11	15	73.3%	△
4	ガソリン使用量の削減	リットル	1,965	1,906	2,491	76.5%	△
5	軽油の使用量の削減	リットル	37,121	35,996	39,548	91.0%	○
6	受託した廃棄物の再資源化率 (中間処理量合計に対する再資源化等の割合)	%		78%	100%	128.0%	○
7	一般廃棄物の削減	kg	720	691	1,390	49.7%	○
8	水使用量の削減	m <sup>3</sup>	節水に努める	節水に努める	節水に努める	節水に努める	—
9	グリーン購入推進 ※事業活動に伴う環境配慮		目標達成に向け実行中	目標達成に向け実行中	目標達成に向け実行中	—	
10	地域ボランティア活動の推進	回数/年	1回以上	1回以上	1回以上	100.0%	○

※注記：二酸化炭素排出量は九州電力(平成27年度)実排出係数の0.509kg-CO<sub>2</sub>/kWhとした。

※注記：自社からの一般廃棄物の発生は少なく、紙・段ボール等は可能な限り再生利用に努めています。

※ 6の「受託した廃棄物の再資源化率」は今回分だけ記載しました。

※ 8は井戸水を使用。メーターが無く量の把握はしていない。

※ 次回から37期を基準にして加えていきます。

※ 評価は、○：100>達成率≥90、△：90>達成率≥70、×：70>達成率とする。

【合計点は必要な取得をすべて行った場合の点数で、評価点は実際に行った取組を自己評価した点数である】

【8】 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

番号	取組項目	評 価
1	総二酸化炭素排出量	前回の排出量からは少し達成に近づいた。今回の排出量を踏まえて 次回の排出量削減に努めていきたい。
2	電気使用量	本年度、電気使用量の目標を達成できた。デマンドを設置したことにより 従業員の意識が高まり使用量の削減につながったと思う。
3	LPガス	作業環境の向上の為、外の手洗場にお湯で手洗いができるよう 給湯設備を設置した事で、前回より使用量が増大した。
4	ガソリン使用量	アイドリングストップ等を取り上げ、周知し改善したい。
5	軽油使用量	前回から車両による回収業務に於いて、回収ルートの見直しにて 走行距離の削減を行い、燃料エネルギーの削減を行い少しだが改善できた。 必要ない場合はエンジンを切ることを徹底し実施することで 燃料エネルギーの削減を行う。
6	受託した廃棄物の再資源化率 (中間処理量合計に対する再資源化等の割合)	排出事業者が、廃棄の段階での分別の徹底を実施する様提案する。 選別作業に於いては、リサイクル率の向上と廃棄物量の削減に取り組む。
7	一般廃棄物	自社で出る一般廃棄物の分別の徹底を実施し、一般廃棄物量の削減に取り組むことができた。
8	水使用量地下水	今後も社員への周知を行い、改善を図ります。
9	事業活動に伴う環境配慮	アスクルなどのネット通販による事務用品のグリーン商品を購入した。
		職場体験の受入れは2回/年以上実施できた。
		優良産廃処理業者の認定は、講習会に参加して知識を固めることが出来た。
10	地域ボランティア活動の推進	今後も社員への周知を行い、理解を高めます。

【9】 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1) 対象となる主な環境関連

法令の名称	法令等の遵守	遵守状況
◎基本事項		
環境基本法	第8条：事業者の責務	○
グリーン購入法	第5条：事業者及び国民の責務	○
◎地球環境		
地球温暖化対策推進法	第5条：事業者の責務	○
	第23条：事業活動に伴う排出抑制等	○
	第36条：事業者の事業活動に関する計画等	○
省エネルギー法	第5条：事業者の判断の基準となるべき事項等	○
◎大気保全		
大気汚染防止法	第17-2、17-14、18-22条：事業者の責務	○
◎水質保全		
水質汚濁防止法	第14-4条：事業者の責務	○
浄化槽法	第3条：浄化槽の保守点検の実施 (処理目標水質BOD20mg/l以下)	○
◎騒音・振動・悪臭		
騒音規制法	基準値60デシベル以下を遵守する。	○
振動規制法	第2種区域の65～70デシベルを遵守する。	○
悪臭防止法	臭気強度2.5に対し臭気指数14を遵守する。	○
◎廃棄物・リサイクル		
循環型社会形成推進基本法	第11条：事業者の責務	○
廃棄物処理法	全文	○
容器包装リサイクル法	第24条：再商品化業務規定	○
家電リサイクル法	第9条：引取義務	○
建設リサイクル法	第3条：基本方針	○

法令の名称	法令等の遵守	遵守状況
◎【自治体】環境・廃棄物・リサイクル		
長崎県環境基本条例	第6条：事業者の責務	○
長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱	全文	○
諫早市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	全文	○
大村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	全文	○
時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	全文	○
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	全文	○
◎その他環境関連法		
環境影響評価法	第12条：環境影響評価の実施	○
労働安全衛生法	全文	○
消防法	第4章の2：消防の用に供する機械器具等の検定等	○

## 2) 違反、訴訟等

法律などの遵守状況のチェックに記載のように環境関連法規への遵守状況は良好でした。

なお、過去3年間に於いて関係当局による違反の指摘も受けておりません。

令和2年10月31日

環境管理責任者 菅原 千代枝



【10】 代表者による評価と見直しの結果

認証取得以来、エコアクション21に対する従業員の取組意識は着実に浸透してきているように感じられます。環境目標の今季達成はできなかったが、Eco-Samの活用と点数確認により従業員の運転への意識が高まったことは十分な成果だと思っています。SDGsとエコアクションを連携させつつ、加速させていければエコアクションの目標も達成できるのではないかとと思っています。来期は従業員一同、更なる飛躍をし向上に取り組んでいきたいと思っています。今後も私たちは資源保護に配慮し、資源エネルギーを大切に使用して行くと共に、新型コロナウイルス感染予防を計りながら環境型社会の形成を目指して、環境負荷の削減に努めていく所存です。

令和2年10月31日

有限会社 菅原産業

代表取締役 菅原 則和